

新潟市民病院職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年1月31日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第1号

新潟市民病院職員給与規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員給与規程（平成20年新潟市民病院管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「4,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟市民病院職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第18項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

（手当の内払）

2 改正後の給与規程附則第18項の規定による手当が支給される場合であって、令和4年10月1日からこの規程の施行の日の前日までに改正前の新潟市民病院職員給与規程附則第18項の規定による手当の額が既に支給されているときは、当該支給された手当の額は、改正後の給与規程附則第18条の規定の手当による内払とみなす。